

八街市 農業委員会だより

第32号
2015年1月発行

編集・発行／八街市農業委員会

八街市八街ほ35番地29
☎443-1483(直通)

農業委員をご紹介します



氏名	担当地区	氏名	担当地区
内藤 富夫	真井原・みどり台 【農政副部長】	宇都木 邦雄	朝日・富山
船木 勝利	三区・四区・ライオンズガーデン	中村 勝行	四木
岩品 要助	六区 【農地副部長】	長野 猛志	二区・七区
池田 寿男	夕日丘	小川 正夫	滝台
貫井 正美	大関(農協推薦)	日暮 守信	大谷流・小谷流・勢田
林 和弘	沖 【農政部長】	石井 とよ子	大東(議会推薦)
山本 重文	砂・上砂	鈴木 勝雄	住野・藤の台・八街榎戸学園台 【農地部長】
高橋 猛	根古谷・岡田・用草・希望ヶ丘	保谷 俊雄	西林
森 邦央	山田台 【農政副部長】	金子 正弘	東吉田・吉倉・ガーデンタウン
武藤 功	五区(土地改良区推薦) 【農地副部長】	中川 利夫	文違・喜望の杜 【副会長】
長谷川 英雄	一区(共済推薦)	三須 裕司	榎戸・泉台 【会長】

農地や農業の事でお困りの方は、お気軽にお近くの農業委員にご相談下さい。 【議席順】
※連絡先は農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

会長あいさつ

三須 裕司

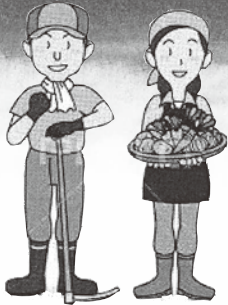
新年明けましておめでとうござい
ます。皆様には、健やかな新年を迎えられ
ましたこと、お慶び申し上げます。また、
平素より農業委員会活動に対し、深い
ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し
上げます。

昨年七月の任期満了に伴う農業委員
改選により、長きにわたりご尽力いた
だきました前農業委員会会長、川野繁
氏の後を引き継ぎ会長の重任を務めさ
せていただくこととなり、改めて責任
の重大さを痛感しております。本年も
引き続き、職責を全うして参る所存で
ございますので、皆様のご指導ご鞭撻
をよろしくお願い申し上げます。

さて、近年、農地を利用した太陽光発
電事業が拡大しており、厳しい転用規
制がされているところであります。そ
の中で農地の上部空間に太陽光パネル
を設置し、その下で管農(耕作)を継続
するソーラーシェアリング、いわゆる
管農型発電設備が注目され始め、新た
な農業経営の姿が形になり始めました。
また、担い手への農地集積の一層の
推進と耕作放棄地の発生防止・解消の
ために、全国で農地中間管理機構(農地
集積バンク)が設立され、昨年の4月か
ら農地の貸し借りの新しい仕組みとし
て、農地中間管理事業がスタートした
ところでございます。

こうした、目まぐるしく変化してい
く農地行政の中、私たち農業委員は、新基
本法に則り農業者の代表として農地行
政の推進に努め、市民の期待と信頼に
応えていきたいと考えております。
どうか一層のご支援・ご協力を賜り
ますことをお願い申し上げます。新年の
あいさつといたします。

農業者年金の加入資格



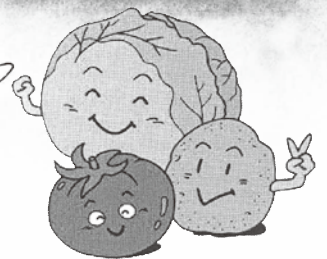
次の3つの要件を全てクリアしていれば、
あなたは農業者年金に加入する資格があります。

■あなたも☑チェックしてみよう！

- ① 年間60日以上農業に従事している
- ② 国民年金の第1号被保険者（なお、保険料納付免除者は除きます）
- ③ 年齢は20歳以上60歳未満である

保険料の額は自由に決められます

保険料は自由に選択（月額2万円から
6万7千円の間で千円単位）できます。



終身年金で80歳までの保証付き

生きている限り受給できる終身年金で、
早く亡くなっても80歳までの保証付きです。



農業の担い手には保険料の国庫補助

次の3つの要件を全てクリアしていれば、あなたは保険料の国庫補助を受ける資格があります。



■あなたも☑チェックしてみよう！

- ① 60歳までに保険料納付期間等（カラ期間含む）が20年以上見込まれる
- ② 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給料等）が900万円以下
- ③ 認定農業者で青色申告者など、次の「保険料の国庫補助対象者と補助額」の表の必要な要件に該当する

ちょっと一言

●上記チェック表の③の項目「保険料の国庫補助対象者と補助額」の表

区分	必要な要件	国の補助する額(円)	
		35歳未満	35歳以上
区分1	認定農業者で青色申告者	10,000	6,000
区分2	認定就農者で青色申告者	10,000	6,000
区分3	区分1(または区分2)の者と家族経営協定を締結して経営に参画している配偶者や後継者 ^(※)	10,000	6,000
区分4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たし、3年以内に両方満たすことを約束した者	6,000	4,000
区分5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1になることを約束した後継者 ^(※)	6,000	

(※)区分3と区分5の「後継者」は経営主の直系卑属である必要があります。

●国庫補助を活用する場合に知っておきたいこと

- ア 保険料の国庫補助を受ける期間の保険料は2万円で固定され、加入者が負担する保険料は2万円から国庫補助額を差し引いた金額となります。
- イ 同一家族（経営）内で、要件を満たせば何人でも補助の対象になります。

●国庫補助による保険料とその運用益については、将来、農業経営から引退（経営継承）することで、「特例付加年金」として受けることができます

特例付加年金を受給する要件は、次の2つです。

- ア 保険料納付済期間が20年以上であること（注：旧制度の納付済期間等も含む）
- イ 将来、後継者又は第三者に「経営継承」すること

ココがポイント



農地の貸し借りの新しい仕組み 「農地中間管理事業」についてご紹介します！

平成26年4月から「農地中間管理事業」がスタートしました。

農地中間管理事業とは、担い手への農地集積・集約化や耕作放棄地の解消を加速化するため、農地の所有者と農業経営者との間に「農地中間管理機構」が立って農地の貸借等を行う新しい仕組みです。（但し、農地の状況により、借り受けできないこともあります。）

農地中間管理機構は、「公益社団法人千葉県園芸協会」が千葉県から指定を受け事業を進めており、事業の中には、一定の条件を満たした農地の出し手（農地を貸した方）には支援も行っております。

農地を貸したい、借りたいという意向がある方は、下記までお問い合わせ下さい。

○相談または、お問合せ先

公益社団法人千葉県園芸協会（TEL043-223-3011）又は、市役所農政課（TEL043-443-1402）

農地中間管理事業

（千葉県園芸協会と市町村等が連携して行います。）

農
地
の
出
し
手



- 農地中間管理機構（千葉県園芸協会）
- ① 農地を借受けます（農地中間管理権）
 - ② 必要な場合は基盤整備等の条件整備を実施します
 - ③ 担い手がまとまりのある形で農地を利用できるように配慮して貸し付けます
 - ④ 機構が農地を借受けてから、貸し付けるまでの間、農地として管理します



農
地
の
受
け
手
（
担
い
手
）

**全国農業
新聞**



～農業・農政の情報誌～ 全国農業新聞を購読しましょう

○毎週金曜日発行

○購読料 1ヶ月 600円

※お申し込みは、農業委員または農業委員会事務局へ

農業委員会 ホームページを開設しています。

八街市のホームページ
<http://www.city.yachimata.lg.jp>

八街市ホームページ、「市役所各課案内」よりご覧いただけます。どうぞご利用ください。